「			—キャビア及びその代用物		
	1604.31	000	——キャビア	KG	に
	1604.32	000	——キャビア代用物	KG	」

改める。

輸出統計品目表第一六・〇五項を次のように改める。

16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10	000	—かに		KG
		—シュリンプ及びプローン		
1605.21	000	——気密容器入りでないもの		KG
1605.29	000	——その他のもの		KG
1605.30	000	—ロブスター		KG
1605.40	000	—その他の甲殻類		KG
		—軟体動物		
1605.51		——かき		
	100	———気密容器入りのもの		KG
	900	———その他のもの		KG
1605.52	000	——スキャロップ（いたや貝を含む。）		KG
1605.53	000	——い貝		KG
1605.54	000	——いか		KG
1605.55	000	——たこ		KG
1605.56	000	——クラム、コックル及びアークシェル		KG
1605.57	000	——あわび		KG
1605.58	000	——かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		KG
1605.59		——その他のもの		
	100	———貝柱		KG
	900	———その他のもの		KG
		—その他の水棲無脊椎動物		
1605.61		——なまこ		
	100	———乾燥したもの		KG
	900	———その他のもの		KG
1605.62	000	——うに		KG
1605.63	000	——くらげ		KG
1605.69	000	——その他のもの		KG

輸出統計品目表第一七類の号注一中「第1701.11号及び第1701.12号」を「第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号」に改め、同号注に次のように加える。

2　第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。

輸出統計品目表第一七〇一・一一号を削り、同表第一七〇一・一三号の次に次の二号を加える。

1701.13	000	——この類の号注２の甘しや糖		MT
1701.14	000	——その他の甘しや糖		MT

輸出統計品目表第二〇〇三・一〇号を削る。

輸出統計品目表第二〇・〇六項中

「	2008.92	000	——混合したもの	KG	」を
「	2008.93	000	——クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）	KG	に
	2008.97	000	——混合したもの	KG	」

改める。

輸出統計品目表第二〇・〇九項中

「	2009.80	000	—その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	L	KG	」を
「	2009.81	000	—その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） ——クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース	L	KG	に
	2009.89	000	——その他のもの	L	KG	」

改める。

輸出統計品目表第二一類の注3中「及び果実」を「、果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

輸出統計品目表第二四類に号注として次のように加える。

号注

1　第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

輸出統計品目表第二四・〇三項中

「	2403.10	000	—喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	KG	」を
「	2403.11	000	—喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） ——この類の号注１の水パイプたばこ	KG	に
	2403.19	000	——その他のもの	KG	」

改める。

輸出統計品目表第二五・一六項を次のように改める。

25.28				
2528.00	000	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの		MT